

## 約款改訂履歴

変更日付:平成 27 年 9 月 11 日

約款種類:MiraiNET データセンター・サービス契約約款

区分:改訂

### ■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前
<p>第 1 章第 1 節 第 2 条 (約款の変更と廃止) 3. 当社は、本約款の変更、廃止または新たに本約款の制定を行う際は、これによって影響を受けることになる契約者に対し、<u>変更する7日前までに電子メールの送信もしくは当社ホームページに掲載することにより、または電子メールの送信および当社ホームページに掲載することにより利用者に通知するものとし、いずれの方法によるかは、当社が選択できるものとし</u>ます。</p>	<p>第 1 章第 1 節 第 2 条 (約款の変更と廃止) 3. 当社は、本約款の変更、廃止または新たに本約款の制定を行う際は、これによって影響を受けることになる契約者に対し、<u>当社が相当であると認め</u>た期間においてその内容を通知します。</p>
<p>第 2 章第 4 節 第14条 (当社が行う利用契約の解除) 4. 第 1 項①による契約解除については、契約解除の手続きに伴う必要な費用について、最大で利用料 金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。</p>	<p>第 2 章第 4 節 第14条 (当社が行う利用契約の解除) 4. 第 1 項①および②による契約解除については、契約解除の手続きに伴う必要な費用について、最大で利用料 金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。</p>
<p>第3章 第21条 (料金等) 2. 当社が定める月額利用料金、初期費用、その他関連費用は、当社が別途定める料金表または当社から契約者宛に発行する見積書(有効期限内のものに限る)のとおりとします。ただし、<u>物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至ったときは、第 2 条第 3 項に従って利用者に通知することにより、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとし</u>ます。 3. 本サービスの料金の利用単位は月単位とし日割り計算は行わないものとします。</p>	<p>第3章 第21条 (料金等) 2. 当社が定める月額利用料金、初期費用、その他関連費用は、当社が別途定める料金表または当社から契約者 宛に発行する見積書(有効期限内のものに限る)のとおりとします。 3. 当社は、事由により、その必要があると認め<u>た場合には、月額利用料金、初期費用、その他の関連費用を第10条第1項の定めに基づいた手続きにより変更できるものとし</u>ます。 4. 本サービスの料金の利用単位は月単位とし日割り計算は行わないものとします。</p>